

「給与計算実務能力検定 入門講座DVD」をお求め頂きました皆様

このたびは「給与計算実務能力検定 入門講座DVD」をご購入頂き、誠にありがとうございます。  
本入門教材は“給与計算について初めて学習頂く方”“給与計算の実務経験がない方”を対象とした  
『給与明細書の仕組みと給与計算の基本的な手順を理解する』ことを目的とした、給与計算実務能力  
検定の導入となる教材です。

本教材 DVD およびスライド集は解説当時の平成 27 年 1 月 1 日現在の法令に準拠しております。  
そのため、社会保険料率や税率の数値などは教材制作時点の平成 27 年当時のものとなっております。  
給与計算の仕組みや手順についての基本を学習する上では本教材での解説で問題ございませんが、給与計  
算は社会保険料率や税制改正など改正も多い分野でもありますので、給与計算実務担当者を目指すという  
観点からは最新の料率等についても把握しておく方が望ましいと言えます。  
以下に教材制作時点から税制改正や社会保険料率があった部分について補足させていただきますので、ご  
視聴に当たり、本資料もご確認くださいましたらと存じます。

#### <正誤表>

給与計算実務能力検定入門講座 DVD のスライドにつきまして、誤植による訂正箇所がございましたの  
で、お詫びして訂正いたします。スライド集につきまして、以下の通り修正をお願い致します。

#### 【スライド集】

訂正箇所	<正>
P1「給与明細書」スライド P8「控除項目」スライド	例示されている給与明細書の差引支給額の欄の金額 ⇒ <u>213,462</u>
P10「社会保険料率」スライド P11「所得税②」スライド	<誤> 例示されている給与明細書の差引支給額の欄の金額 ⇒ <u>213,642</u>

<P.1、8、10、11 で例示されている給与明細書>

	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	社会保険 調整	社会保険 合計	課税対象額	所得税	住民税	税調整
控 除	11,964		20,969	1,265		34,198	215,177	5,340		
								控除計 5,340	控除合計 39,538	差引支給額 213,642

213,462

## &lt;法改正等による最新情報&gt;

## 【通勤手当の非課税限度額】

平成28年度税制改正により、交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当から適用されています。それに従い、解説動画の講師の説明とスライド及びレジュメに訂正があります。

解説動画訂正箇所	<改正後>
Part2<支給項目>「支給項目」 解説動画 4:20:00 頃再生 及び	<u>1ヶ月15万円</u>
	<改正前>
Part3<控除項目>「所得税③」 解説動画 22:12:00 頃再生	1ヶ月10万円

レジュメ訂正箇所	<改正後>
Part2<支給項目> 「支給項目」スライド	通勤手当（ <u>1ヶ月15万円まで</u> 税金がかからない→非課税）
	<改正前>
	通勤手当（1ヶ月10万円まで税金がかからない→非課税）

## 【社会保険料率】

毎年見直しが行われています。平成27年度から令和2年度の変更は以下の通りです。

<令和2年度>	
健康保険	9.87%
介護保険	1.79%
厚生年金保険	18.300%
<制作時（平成27年度）>	
健康保険	9.97%
介護保険	1.72%
厚生年金保険	17.474%

レジュメ訂正箇所	<令和2年度>
Part3<控除項目> 「社会保険料率」スライド	健康保険（協会けんぽ/東京都） 9.87% 介護保険（協会けんぽ） 1.79% 厚生年金保険 18.300%
	<制作時（平成27年度）>
	健康保険（協会けんぽ/東京都） 9.97% 介護保険（協会けんぽ） 1.72% 厚生年金保険 17.474%

※「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」スライドも上記に読み替えてください

## 【雇用保険料率】

平成28年度、平成29年度と段階的に雇用保険料率が引き下げられました。平成30年度からは以下の雇用保険料率に据え置きとなっています。

＜平成29年度～令和2年度＞				
	雇用保険率 ①+②	① 被保険者負担	②事業主負担	
			失業等給付	二事業
一般の事業	0.9%	0.3%	0.3%	0.3%
農林水産の事業（一部を除く） 清酒製造の事業	1.1%	0.4%	0.4%	0.3%
建設の事業	1.2%	0.4%	0.4%	0.4%
＜制作時（平成27年度）＞				
	雇用保険率 ①+②	① 被保険者負担	②事業主負担	
			失業等給付	二事業
一般の事業	1.35%	0.5%	0.5%	0.35%
農林水産の事業（一部を除く） 清酒製造の事業	1.55%	0.6%	0.6%	0.35%
建設の事業	1.65%	0.6%	0.6%	0.45%

レジュメ訂正箇所①	＜平成29年度～令和2年度＞
Part3＜控除項目＞ 「雇用保険料」スライド ※雇用保険料率表も変更	給与の総支給額に率をかける $253,000 \times 0.3\% = 759$
	＜制作時（平成27年度）＞
	給与の総支給額に率をかける $253,000 \times 0.5\% = 1,265$
レジュメ訂正箇所②	＜平成29年度～令和2年度＞
Part3＜控除項目＞ 「実際に計算してみよう ＜問題＞」スライド	雇用保険料率：0.3%
	＜制作時（平成27年度）＞
	雇用保険料率：0.5%

【所得税】

社会保険料等を控除した「課税対象額」から求める所得税額は、国税庁が給与水準や扶養親族の人数に応じて基準を定めた「源泉徴収税額表」を用いて決定します。毎年見直しがありますので、最新の表を参照する必要があります。

本解説での「社会保険料等控除後の給与等の金額」については、使用する「源泉徴収税額表」の所得税額に変更はありませんでしたが、前述の通り「課税対象額」が変更になったため、「所得税額」が変更になっています。

<制作時（平成 27 年度）>  
(現在のレジユメ)

扶養親族等の数  
0人

その月の  
社会保険料等控除  
後の給与等の金額  
(課税対象額)  
215,177円

税額→  
5,340円

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲 扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
以上	未 満	税			
円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0
...					
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490
...					
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710
224,000	227,000	5,680	4,060	2,440	830
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930



<令和 2 年度>

扶養親族等の数  
0人

その月の  
社会保険料等控除  
後の給与等の金額  
(課税対象額)  
214,812円

税額→  
5,270円

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
以上	未 満	税			
円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0
...					
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490
...					
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710

上述の制度改正（社会保険料率、雇用保険料率の変更）により、社会保険料合計額が変わりますので本解説における「給与明細書（控除項目）」が以下のように変更になります。（2020年10月現在）

<P.1、8、10、11で例示されている給与明細書>

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	社会保険調整	社会保険合計	課税対象額	所得税	住民税	税調整
		11,964		20,969	1,265		34,198	215,177	5,340	
								控除計	控除合計	差引支給額
								5,340	39,538	213,642
	11,844		21,960	759		34,563	214,812	5,270	39,833	213,167

## 【実際に計算してみましょう&lt;問題&gt;】

次ページに最新資料を添付します。P12「実際に計算してみましょう<問題>」同様に資料を参照して、空欄を計算し、明細書を作成してください。

## &lt;条件&gt;

本人の年齢：24歳

税区分：甲欄

控除対象扶養親族等の数：1人

標準報酬月額：240,000円

雇 用 保

支給項目	基本給	230,000
	役職手当	15,000
	通勤手当	4,000
	課税支給額	
	非課税支給額	
	総支給額	
控除項目	健康保険料（介護）	
	厚生年金保険料	
	雇用保険料	
	社会保険料合計	
	課税対象額	
	所得税	
	控除額合計	
差引支給額		

険：一般の事業

令和2年4月分（5月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：令和2年3月分～適用  
 ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～適用  
 ・介護保険料率：令和2年3月分～適用  
 ・子ども・子育て補給金率：令和2年4月分～適用

(東京都) (単位：円)

標準報酬 等級	月額	報酬月額 円以上 円未満		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料 (厚生年金制度加入者を除く)		
				介護保険料と可償保険者 に該当しない場合		介護保険料と可償保険者 に該当する場合		一般・坑内員・船員		
				9.87%		11.66%		18.30%※		
		全額	前半額	全額	前半額	全額	前半額			
1	58,000	円以上 円未満	～	63,000	5,724.6	2,862.3	6,762.8	3,381.4		
2	68,000	63,000	～	73,000	6,711.6	3,355.8	7,928.8	3,964.4		
3	78,000	73,000	～	83,000	7,698.6	3,849.3	9,094.8	4,547.4		
4 (1)	88,000	83,000	～	93,000	8,685.6	4,342.8	10,260.8	5,130.4	16,104.00	8,052.00
5 (2)	98,000	93,000	～	101,000	9,672.6	4,836.3	11,426.8	5,713.4	17,934.00	8,967.00
6 (3)	104,000	101,000	～	107,000	10,264.8	5,132.4	12,126.4	6,063.2	19,032.00	9,516.00
7 (4)	110,000	107,000	～	114,000	10,857.0	5,428.5	12,826.0	6,413.0	20,130.00	10,065.00
8 (5)	118,000	114,000	～	122,000	11,646.6	5,823.3	13,758.8	6,879.4	21,594.00	10,797.00
9 (6)	126,000	122,000	～	130,000	12,436.2	6,218.1	14,691.6	7,345.8	23,058.00	11,529.00
10 (7)	134,000	130,000	～	138,000	13,225.8	6,612.9	15,624.4	7,812.2	24,522.00	12,261.00
11 (8)	142,000	138,000	～	146,000	14,015.4	7,007.7	16,557.2	8,278.6	25,986.00	12,993.00
12 (9)	150,000	146,000	～	155,000	14,805.0	7,402.5	17,490.0	8,745.0	27,450.00	13,725.00
13 (10)	160,000	155,000	～	165,000	15,792.0	7,896.0	18,656.0	9,328.0	29,280.00	14,640.00
14 (11)	170,000	165,000	～	175,000	16,779.0	8,389.5	19,822.0	9,911.0	31,110.00	15,555.00
15 (12)	180,000	175,000	～	185,000	17,766.0	8,883.0	20,988.0	10,494.0	32,940.00	16,470.00
16 (13)	190,000	185,000	～	195,000	18,753.0	9,376.5	22,154.0	11,077.0	34,770.00	17,385.00
17 (14)	200,000	195,000	～	210,000	19,740.0	9,870.0	23,320.0	11,660.0	36,600.00	18,300.00
18 (15)	220,000	210,000	～	230,000	21,714.0	10,857.0	25,652.0	12,826.0	40,260.00	20,130.00
19 (16)	240,000	230,000	～	250,000	23,688.0	11,844.0	27,984.0	13,992.0	43,920.00	21,960.00
20 (17)	260,000	250,000	～	270,000	25,662.0	12,831.0	30,316.0	15,158.0	47,580.00	23,790.00
21 (18)	280,000	270,000	～	290,000	27,636.0	13,818.0	32,648.0	16,324.0	51,240.00	25,620.00
22 (19)	300,000	290,000	～	310,000	29,610.0	14,805.0	34,980.0	17,490.0	54,900.00	27,450.00
23 (20)	320,000	310,000	～	330,000	31,584.0	15,792.0	37,312.0	18,656.0	58,560.00	29,280.00

<源泉徴収税額表>

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		扶養親族			
		0人	1人	2人	3人
以上	未満	税			
円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710

<雇用保険料率>

	雇用保険率 ①+②	①	②事業主負担	
		被保険者負担	失業等給付	二事業
一般の事業	0.9%	0.3%	0.3%	0.3%
農林水産の事業 (一部を除く) 清酒製造の事業	1.1%	0.4%	0.4%	0.3%
建設の事業	1.2%	0.4%	0.4%	0.4%



## 【実際に計算してみましよう&lt;解答&gt;】

(計算の手順)

## ①課税支給額、非課税支給額、総支給額を求める

230,000円(基本給) + 15,000円(役職手当) = 245,000円(課税支給額)

※通勤手当4,000円は15万円まで非課税なので含めないで計算する(非課税支給額)

245,000円(課税支給額) + 4,000円(非課税支給額) = 249,000円(総支給額)

## ②健康保険料(介護)、厚生年金保険料、雇用保険料、社会保険料合計、課税対象額を求める

健康保険料(介護) 11,844円 ※報酬月額を保険料額表に当てはめる

厚生年金保険料 21,960円 ※報酬月額を保険料額表に当てはめる

雇用保険料 747円 ※249,000円(総支給額) × 0.3% (雇用保険料率&lt;一般&gt;)

11,844円(健康保険料) + 21,960円(厚生年金保険料) + 747円(雇用保険料) = 34,551円(社会保険料合計)

245,000円(課税支給額) - 34,551円(社会保険料合計) = 210,449円(課税対象額)

## ③所得税、控除額合計を求める

所得税 3,500円 ※課税対象額を源泉徴収税額表にあてはめる

34,551円(社会保険料合計) + 3,500円(所得税) = 38,051円(控除額合計)

## ④差引支給額を求める

249,000円(総支給額) - 38,051円(控除額合計) = 210,949円(差引支給額)

支給項目	基本給	230,000
	役職手当	15,000
	通勤手当	4,000
	課税支給額	245,000
	非課税支給額	4,000
	総支給額	249,000
控除項目	健康保険料(介護)	11,844
	厚生年金保険料	21,960
	雇用保険料	747
	社会保険料合計	34,551
	課税対象額	210,449
	所得税	3,500
	控除額合計	38,051
差引支給額		210,949